

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 関東 1 - 8

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年10月16日

【会社名】 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Securities Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 荒木 三郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

【電話番号】 03(6213)2550(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 緒方 裕之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

【電話番号】 03(6213)2550(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 緒方 裕之

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 140億5,200万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年8月10日
効力発生日	平成30年8月18日
有効期限	平成32年8月17日
発行登録番号	30 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 10,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
30 - 関東 1 - 1	平成30年9月14日	261億700万円	-	-
30 - 関東 1 - 2	平成30年9月14日	58億2,500万円	-	-
30 - 関東 1 - 3	平成30年9月14日	18億5,142万1,700円	-	-
30 - 関東 1 - 4	平成30年9月18日	62億6,700万円	-	-
30 - 関東 1 - 5	平成30年9月18日	223億6,100万円	-	-
30 - 関東 1 - 6	平成30年9月19日	52億3,900万円	-	-
実績合計額(円)		676億5,042万1,700円	減額総額(円)	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 9,323億4,957万8,300円

(注1) 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社は「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 2019年10月9日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドルデュアル・カレンシー社債」(売出総額12億1,800万円)および「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 2019年10月9日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/豪ドルデュアル・カレンシー社債」(売出総額38億200万円)の売出しを行うために、平成30年10月15日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号 30-関東1-7)を関東財務局長に提出しましたが、平成30年10月24日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しが完了していないため、上記金額を上記の実績合計額欄に加算し、また、上記の【残額】から控除することはしていません。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

<三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 2023年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン 円建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 2023年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン 円建社債 (以下「本社債」という。)	140億5,200万円	140億5,200万円

記名・無記名の別	各社債の金額	利率	償還期限
無記名式	100万円	評価価格により以下のとおり変動する。 () 評価価格がトリガー価格以上の場合 年7.00%（ハイクーポン） () 評価価格が(イ)トリガー価格未満かつ(ロ)基準価格以上の場合 年2.04%（ミドルクーポン） () 評価価格が基準価格未満の場合 年0.10%（ロークーポン）	2023年10月16日

2【売出しの条件】

売出社債のその他の主要な要項

(1) 利息

(a) 各本社債の利息は、2018年10月25日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（下記「(2) 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義される。）（同日を含まない。）までの期間（以下「利率期間」という。）について、各利払日（以下に定義される。）に終了する各利息期間（以下「利息期間」という。）に関し、各本社債について以下の記載による年利を基準にして計算代理人（下記「(2) 償還および買入れ」に定義される。）により決定された利息額（以下「利息額」という。）が、2019年1月16日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年1月16日、4月16日、7月16日および10月16日（以下それぞれ「利払日」という。）に日本円により3ヵ月間毎に後払いされる。各利息期間に適用される利率および各利払日に額面金額100万円の各本社債につき支払われる金額は、計算代理人の単独の裁量により以下に従って決定される。

(イ) 関連する評価日において、計算代理人により、評価価格（下記「(2) 償還および買入れ」に定義される。）がトリガー価格（下記「(2) 償還および買入れ」に定義される。）と等しいかそれを上回ると判断された場合、かかる利払日までの利息期間に適用される利率は、年7.00%とし、2019年1月16日の利払日には各本社債につき15,750円が、2019年1月16日を除く当該利払日には各本社債につき17,500円が支払われる。

- (ロ) 関連する評価日において、計算代理人により、()評価価格がトリガー価格を下回り、かつ()評価価格が基準価格(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)と等しいかそれを上回ると判断された場合、かかる利払日までの利息期間に適用される利率は、年2.04%とし、2019年1月16日の利払日には各本社債につき4,590円が、2019年1月16日を除く当該利払日には各本社債につき5,100円が支払われる。
- (ハ) 関連する評価日において、計算代理人により、評価価格が基準価格を下回ると判断された場合、かかる利払日までの利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、2019年1月16日の利払日には各本社債につき225円が、2019年1月16日を除く当該利払日には各本社債につき250円が支払われる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

下記の文言が発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に印刷されます。

「本書ならびに本社債に関する2018年10月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますの
で、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では平成30年10月1日付訂正発行登録書及び平成30年10月16日
付発行登録追補書類に記載された情報のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略して
います。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書の提出日以後、本発
行登録追補書類提出日(平成30年10月16日)までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項
も生じておりません。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登
録追補書類提出日現在(平成30年10月16日)においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事
項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。

第四部【保証会社等の情報】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。